

九州大学基幹教育実施規程

平成26年度九大規程第158号
制 定：平成27年 3月30日
最終改正：令和 3年 4月30日
(令和3年度九大規程第20号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学の学部教育における基幹教育（以下単に「基幹教育」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(統括)

第2条 基幹教育の実施に当たっては、基幹教育院が統括する。

(基幹教育実施会議)

第3条 九州大学教育企画委員会規程（平成26年度九大規程第155号）第6条第1項に規定する基幹教育実施会議（以下「実施会議」という。）の基幹教育の実施に係る審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学年暦に関する事。
- (2) 時間割に関する事。
- (3) 授業担当教員の配置に関する事。
- (4) 成績評価に関する事。
- (5) 単位認定に関する事。
- (6) 基幹教育の実施に係るファカルティ・ディベロップメントに関する事。
- (7) その他基幹教育の実施に関する事。

2 実施会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 基幹教育院長
- (2) 基幹教育院副院長
- (3) 次条に規定する各科目実施班の班長
- (4) 各学部長から推薦された教授 各1人
- (5) 学務部長
- (6) その他実施会議が必要と認めた者 若干人

3 前項第4号の構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 実施会議に議長を置き、基幹教育院長をもって充てる。

6 議長は、実施会議を主宰する。

7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した構成員がその職務を代行する。

8 実施会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 実施会議の運営等に関し必要な事項は、実施会議が定める。

(基幹教育科目実施班)

第4条 実施会議に、基幹教育科目の教育内容・教育方法等について調査・検討を行わせるため、基幹教育科目の授業科目の区分その他特定の調査・検討事項に応じて、基幹教育科目実施班（以下「科目実施班」という。）を置く。

2 各科目実施班に班長を置き、当該科目実施班の構成員のうちから基幹教育院長が指名する者をもって充てる。

3 各班長は、当該科目実施班を統括する。

4 各科目実施班の名称その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第5条 基幹教育実施会議に関する事務は、学務部基幹教育・共創学部課において処理する。
(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基幹教育の実施に関し必要な事項は、基幹教育院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第135号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第127号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第20号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。